

# 連合鳥取 「2026 年度政策・制度要求」と鳥取県からの回答

連合鳥取の要請事項 ＜2025 年 8 月 12 日(火)提出＞	-鳥取県- 要望に関する現状・背景等 2025 年 10 月 24 日	-鳥取県- 対応案	担当部局
<p>＜持続可能で健全な経済の発展＞</p>			
<p>1. 取引の適正化の実現に向けて</p>			
<p>すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業や小規模事業者などの「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正など、取引の適正化に向けた取り組みを強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国では、下請Gメンによる調査や下請かけこみ寺による相談対応を実施しているほか、下請法・下請振興法を改正して、下請事業者を中小受託事業者に改め、協議を適切に行わない代金額の決定や手形払を禁止するなど、実効性のある価格転嫁・取引適正化対策に取り組んでいるところ。</li> <li>本県では、令和5年5月に産労金官 13 機関で「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」の周知等に連携して取り組んでおり、同宣言を行う県内企業は 486 社（令和7年8月末現在）と、昨年同時期から倍増（175 社、令和6年8月末現在）するなど、浸透してきている。</li> <li>今年1月には、公正取引委員会・中国経済産業局など国の機関も出席する「県版政労使会議」を開催し、政労使が一体となり、価格適正化への理解醸成を図っていくことを確認したほか、8月には、労務費を含む取引価格の適正化に向けた取組強化を国に要望したところ。</li> <li>また、賃上げを行う事業者の生産性向上に向けた取組を支援する補助制度や、価格適正化・賃上げ相談窓口、セミナー開催などにより、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーン全体で共存共栄を図るための取引の適正化にあたっては、公正取引に係る指導監督権限を有する国の主導的対応が欠かせないが、県としても、関係機関と連携しながら、パートナーシップ構築宣言の浸透、価格適正化・賃上げに向けた国・県の施策の周知や活用促進を図っていく。</li> </ul>	<p>商工労働部（商工政策課）</p>
<p>2. 中小企業が自立できる基盤を確立</p>			
<p>中小企業振興基本条例が未制定の自治体に対し、制定に向けた環境整備を進めるとともに、市町村と連携し、中小企業を振興するための具体的な施策の実施と支援をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内7市町が中小企業振興に関する条例を制定している。（鳥取市、米子市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町）</li> <li>本県では平成23年12月に鳥取県産業振興条例を制定し、市町村、産業支援団体等と連携協力し、本県産業の振興を図ることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例は、それぞれの地方公共団体が議会と議論しながら、域内の状況を踏まえて制定する自治事務であり、県としては、引き続き、市町村とも連携して、中小企業を振興するための施策を実施していく。</li> </ul>	<p>商工労働部（商工政策課）</p>
<p>3. 公契約条例の制定による公契約の適正化</p>			

<p>(1)</p>	<p>先行する自治体での取り組みを踏まえ、公正労働基準を確保するため、「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリング(労働環境の外部調査)の導入」、「労働者からの申出制度」を定めるとともに、物価高騰が続く中で価格転嫁への対応や人員確保に対応し、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民の福祉の増進に寄与することを目的とした「公契約条例」を制定されたい。</p>	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公契約の基本理念を定めた条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野県の契約に関する条例」(H26. 4. 1 施行)</li> <li>・「岐阜県公契約条例」(H27. 4. 1 施行)</li> <li>・「愛知県公契約条例」(H28. 4. 1 日施行)</li> <li>・「沖縄県の契約に関する条例」(H30. 4. 1 日施行)</li> <li>・「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」(R3. 3. 26 施行)</li> <li>・「滋賀県が締結する契約に関する条例」(R4. 4. 1 施行)</li> <li>・「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5. 4. 1 施行)</li> </ul> </li> <li>○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県公契約条例」(H27. 4. 1 施行)</li> <li>・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28. 4. 1 施行)</li> </ul> </li> </ul> <p>いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21. 9. 30 施行)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。</p> <p>【県議会での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された(平成 21 年 3 月 25 日)</li> </ul> <p>【労務費等の適切な価格転嫁に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公需における価格転嫁をさらに推進するため、官公需における価格転嫁に関する相談を受け付ける窓口を各地方公共団体に設けることとなった。(R7. 6 から)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者の業務状況については、現状、以下のとおり各施設所管課において確認を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の業務報告の作成・提出(標準協定書に記載)</li> <li>・年 1 回事業報告書を提出(指定管理条例)させ、実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表(指定管理業務点検要領)</li> <li>・指定管理中間年終了後に、外部評価を実施(指定管理業務点検要領)</li> </ul> </li> <li>○また、令和 6 年度から、人件費・物価高騰への対応として、指定管理施設の指定管理料に民間給与及び物価指数の上昇を反映している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。</li> <li>・本県では、従来から適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度を設け、契約事務処理要領に盛り込み、研修等で周知徹底を図ってきたところである。</li> <li>・併せて、県の発注にあたっては、物価上昇を適切に価格に転嫁するとともに、県との契約に係る受注者からの相談があった場合は適切に対応するよう周知をしている。県の予算単価を用いて積算をする場合の人件費単価は労務費単価の情勢変化にあわせて毎年見直しを行っている。</li> <li>・引き続き、国の動向を注視しながら、現行制度の確実な運用に努めていく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の業務状況については、各指定管理者と結ぶ協定書の中で毎月の業務報告等を求めているなど、一定の業務モニタリングを実施している。また、年 1 回実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表するとともに、指定管理中間年終了後に外部評価を実施し、評価結果を次期指定管理の選定時に反映させるなど様々な手法・視点で点検し、ホームページで公表しているところである。</li> </ul>	<p>会計管理部(会計指導課)</p> <p>総務部(行財政改革推進課)</p>
<p>(2)</p>	<p>公共サービス基本法(平成 21 年法律第 40 号)を踏まえ、自治体の責務を明確にし、安全かつ良質な公共サービスを適正かつ確実に実施するため、公共サービ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サービス基本法は、公共サービスに関する基本理念、行政の責務と役割分担、従事者の適正な労働条件の確保などを定めたもの。地方公共団体は、基本理念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、パスポート発給事務の充実、住民により身近な主体が福祉</li> </ul>	<p>総務部(行財政改革推進)</p>

	<p>スの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関する「公共サービス基本条例」を制定されたい。</p>	<p>にのっとり公共サービスを実施する責務を有すると定められている。</p>	<p>サービスを提供するための福祉事務所の市町村移管、雇用の安定にも配慮し指定管理期間の3年から5年へ延長するなどの施策を行ってきた。また、指定管理者については業務の状況を定期的に把握するとともに管理状況をホームページで公表し、透明性の確保にも努めてきたところである。</p>	課)
(3)	<p>総合評価競争入札(落札)方式においては、企業の技術力や品質の適正な評価に加えて、公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価するよう拡充されたい。</p>	<p>○本県では、平成19年度に「総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約実施指針」(以下「指針」という。)を策定し、契約の性質や目的に応じてこれを活用してきた。</p> <p>【活用事例(令和5年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県防災情報ポータルサイト構築・運用保守業務</li> <li>・青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務</li> <li>・鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務</li> <li>・データ連携基盤構築業務</li> </ul> <p>○この指針において、総合評価競争入札における評価項目は、事業の目的や内容に応じて直接必要なもののほか、男女共同参画認定企業、ISO・TEAS I種認証事業者、障害者雇用事業主、家庭教育推進企業への配慮等の項目も加えることができることとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の性質や目的に応じ、価格だけでなく、入札者の提示する性能、機能、デザイン性、技術力その他の条件を総合的に勘案して最も有利な者と契約をする入札方式である「総合評価競争入札(落札)方式」を、業務委託や土木工事の発注において導入している。</li> <li>・なお、個人情報を取扱う委託業務においては、個人情報の漏えい等の有無を評価項目に加えることを必須とした。(令和7年2月)</li> </ul> <p>※参加資格要件や評価内容の減点、加点項目になっている。どういう形で反映するかは発注所属の考えによる。</p>	会計管理部(会計指導課)
(4)	<p>障害者法定雇用率達成事業者や男女共同参画推進企業等への現行の物品、委託・役務および賃借(物品等)の調達における配慮措置や、建設工事入札参加資格者格付での加点(障害者雇用率未達成については減点)を広く県民に周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者法定雇用率達成事業者に対する物品、委託・役務及び賃借(物品等)の調達における配慮措置については、県雇用・働き方政策課ホームページに掲載するとともに、毎年、登録期間開始前に、県内の障がい者雇用義務の対象事業者に対して配慮措置企業登録を勧奨する通知及びチラシを送付し、周知を図っている。</li> <li>・本取扱いについては、男女共同参画推進企業の認定推進において、認定のメリットのひとつとしてチラシ等に掲載し、御紹介しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページへの掲載及び登録勧奨の通知を引き続き行うとともに、今後は、障害者雇用支援月間といった機会も捉え、県政だより等の他媒体も活用することで、より一層の制度周知に努めている。</li> <li>・引き続き、個別訪問によるチラシ配布のほか、セミナー等の企業が集まる機会をとらえて認定制度の説明と併せて紹介するなど、周知に努める。</li> </ul>	商工労働部(雇用・働き方政策課)
				男女協働未来創造本部(県民運動課)

### <雇用の安定と公正労働条件の確保>

#### 4. 働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化

<p>教員の長時間労働是正に向けて、給特法にもとづく「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が定める勤務時間管理を徹底するとともに、業務管理・時間管理における課題解決に向けた具体的な取り組みを実施されたい。また、安全衛生委員会の設置・開催、産業医の選任等、労働安全衛生体制の整備等の実態を把握するとともに、課題がある市町村に対しての指導を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年1月文部科学省告示を踏まえ、県立学校教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措置について定める規則を新設するとともに、規則の運用に関する詳細等についての方針を策定し、一人当たりの時間外業務時間を月45時間、年間360時間以内とすることを規定した。</li> <li>なお、市町村立学校においては、服務監督権者である各市町村教育委員会で同様の規程を整備している。</li> <li>衛生委員会・衛生管理者・衛生推進者の設置（選任）を要する学校においては全校で設置（選任）済、また、産業医の選任を要する学校においては全校で選任済であるが、衛生委員会について毎月開催できていない学校がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定している時間外業務時間の上限時間（月45時間、年間360時間）を超えた教員がいる県立学校に対し、県教育委員会による当該学校への事後的検証を実施している。</li> <li>また、時間外業務時間の把握を正確に行うため、県教育委員会で時間外業務等の入力取扱い等をまとめ、県立学校教職員に周知している。</li> <li>市町村教育長が出席する会議や管理職向けの研修等において、労働安全衛生管理体制の整備・適切な運用の重要性について、引き続き強く呼びかけ等を行う。</li> </ul>	<p>教育委員会（教育総務課・教育人材開発課）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

<p><b>5. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応</b></p>			
<p>学校・労使団体等と連携し、県内すべての高等学校において働く際に必要なワークルールなどの労働教育を実施されたい。</p>	<p>【公立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての県立高校では、科目「公共」や「家庭総合」において、働くうえで知っておくべき法律、労働者の権利やワーク・ライフ・バランスなどについて教えている。さらに、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会や鳥取県中小企業労働相談所等の専門機関と連携した出前授業を実施し、高校生が就職する際の基礎知識として、勤務時間・給与・休暇や労働に関する法律等について学ぶ機会としている。</li> <li>また、労働団体等と連携して、小冊子「THE社会人働く人のルールブック」を全ての高校3年生に配布し、高校での就職・進学前の指導を支援している。</li> <li>普通科高校も含むすべての学校でキャリア教育の充実に力を入れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き社会で自立して働くために必要な基礎的知識や態度の育成に全校で取り組んでいく。</li> </ul>	<p>教育委員会（高等学校課）</p>
	<p>【私立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領では教科公民の公共科目において、職業選択・雇用と労働問題等について取り扱うこととなっている。</li> <li>鳥取県中小企業労働相談所みなくるによる労働契約や労働者の義務と権利等に関する出前講座、県労働委員会によるワークルールに関する出前講座等も実施されており、私立高校においても活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各私立学校において労働教育を実施いただくため、ワークルール出前講座や就職に関するセミナー等を周知するなど、関係機関と連携しながら、労働教育を推進していく。</li> </ul>	<p>総務部（教育学術課）</p>

**6. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備**

<p>(1)</p>	<p>生活者としての外国人に対する支援について、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設け、真に実効性ある共生支援施策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、外国人の共生・支援を適切にフォローアップする仕組みとして、労使団体を含む多様なステークホルダーが参画する協議会を設けられたい。</p>	<p>【生活者としての外国人に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人総合相談窓口の設置：県内在住外国人の総合的な生活支援を実施している。(R6実績：460件)</li> <li>医療・コミュニティ通訳ボランティア派遣：依頼に応じて病院受診・学校手続・在留資格相談等の通訳を実施している。(R6実績：医療198件、コミュニティ101件)</li> <li>多文化共生コーディネーターの配置：鳥取(ベトナム語)</li> <li>国際交流コーディネーターの配置：鳥取(英語、中国)、倉吉(中国、ベトナム)、米子(中国、ベトナム)</li> <li>鳥取県多文化共生サポーターの配置：外国人住民と行政等との間に立って地域の橋渡し役を務める個人や団体をサポーターとして委嘱。就職や子どもの進学、行政機関での手続き等について相談対応を行っている。</li> <li>地域日本語教育の推進：R5から5ヵ年計画で地域の実情に応じた日本語教育の体制整備を進めている。</li> </ul> <p>【外国人及び支援団体等からの意見を聴く場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生コーディネーター及び国際交流コーディネーターは県内在住の外国人により構成されており、意見は随時支援事業の運営に反映されている。</li> <li>多文化共生サポーターからは、毎月活動内容を報告いただいているほか、例年の研修会では意見交換も行っている。</li> <li>また、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会や、鳥取県パートナー県政推進会議に、県内在住外国人の委員を委嘱しており、各会議において意見をいただいている。</li> </ul> <p>平成31年の特定技能制度の創設を機に、県内の行政、商工団体、事業者団体、支援機関等の関係機関で構成する「多文化共生支援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という)を設立。外国人材の適切・円滑な受入へ対応していくとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進していくため、定期的にネットワーク会議を開催し、テーマを絞って関係機関との意見交換や情報共有を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、相談窓口や通訳ボランティア派遣等の支援により、外国人が安心して生活できる環境づくりを進めていく。</li> <li>コーディネーターや審議会の委員を始めとする県内在住外国人や、鳥取県多文化共生サポーター等の支援団体の意見を伺う機会を充実させ、県内在住外国人のニーズに合致した支援に繋げていく。</li> </ul> <p>引き続き、外国人との共生社会の実現に向け、テーマを設け、ネットワーク会議において労働団体を含めた関係機関との意見交換や情報共有等を行い、連携して外国人の適切な受入環境の整備や定着を推進していく。</p>	<p>輝く鳥取創造本部(交流推進課)</p> <p>商工労働部(雇用・働き方政策課)</p>
<p>(2)</p>	<p>外国人労働者が「闇バイト」などの犯罪に関与することのないよう、外国人を支援するNPOなどとも協力し、多言語による周知・広報を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、闇バイト加担防止対策として、闇バイト漫画動画のターゲット広告、高校生対象のショート動画&amp;ポスターコンテスト、追体験ゲームを活用した出前授業等を実施中であり、主に若い世代に重点を置いた取組を推進中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関(外国人労働者を含む外国人を支援する国際交流財団等)とも連携して、多言語による周知・広報の強化について検討したい。</li> </ul>	<p>生活環境部(くらしの安心推進課)</p>

## 7. 地域における高齢者の就労促進

<p>高齢者雇用確保措置のうち、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業者に対して、その経過措置が2025年3月31日をもって終了したことを周知するとともに、希望する者全員の雇用継続がなされるよう雇用確保措置の徹底を求められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者雇用安定法」では、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」（高齢者雇用確保措置）のいずれかを、65歳まで講じるよう義務付けている。国が毎年企業から受ける「高齢者雇用状況等報告」によると、令和6年県内中小企業で99.8%、大企業では100%が高齢者雇用確保措置を実施済みである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、「高齢者雇用状況等報告」に基づき経過措置を利用する企業を把握、経過措置期間の終了や高齢者雇用確保措置の周知について主体的に行うものであると認識している。併せてこれらの措置を実施していない企業に対して、国において必要な指導及び助言を実施してものであると認識している。</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

## 8. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

<p>春闘における賃上げ実績として、企業規模間での賃金引上げ額の格差が拡大傾向にあり、その背景には中小・小規模事業者において原材料・エネルギーコスト・労務費などの上昇分を取引価格に転嫁し切れていない実態がある。中小・小規模事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小・小規模事業者支援策の充実や各種助成金制度の周知および利用促進などを拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・小規模事業者が、物価高騰等の厳しい経営環境のなかにあっても持続的な賃上げができるよう、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金により、生産性向上や付加価値向上の取組を進めるとともに、ランディングページを開設し補助制度に関する情報の一元化を図り、併せてWEB広告、新聞折込広告等により制度周知も進めている</li> <li>また、価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口開設や価格転嫁の効果的な対策等を伝える価格適正化推進セミナーを経済団体と連携して取り組むことで、中小企業等への周知も進めている。</li> <li>また、国に対しても、価格適正化や生産性向上への取組支援等、持続的な賃上げに向けた環境整備支援の充実・強化を要望している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、中小企業・小規模事業者の支援に取り組むとともに、制度の利用促進に向けて各種チャンネルを活用した制度周知を図っていく。</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

## <安心できる社会保障制度の確立>

### 9. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

<p>(1) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、未策定の市町村は早期に地域福祉計画を策定するよう指導・支援されたい。また、策定済みの地域福祉計画（市町村）および地域福祉支援計画（鳥取県）については、情勢の変化にあわせて見直し、鳥取県内すべての市町村において横断的な地域福祉を推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は平成16年から地域福祉支援計画は改定しておらず、県内19市町村のうち、三朝町、日南町以外の市町村では地域福祉計画を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県としては、福祉に係る複数の計画に地域福祉に係る事項を盛り込むことにより、引き続き分野横断的に地域福祉の向上に努めていく。また、県内市町村の地域福祉計画策定・改定状況を毎年度確認し、その際に県の考え方・方針や既存の個別計画との関係性を示すなど適宜フォローアップを行い、市町村に対する支援を行っていくことで県内の地域福祉の</li> </ul>	<p>福祉保健部（孤独・孤立対策課）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

			推進を図っていききたい。	
(2)	生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業は、福祉事務所を設置する自治体が行っているところであるが、県としては、国のカリキュラムに基づく相談支援員初任者研修、主任者研修等の人材育成やネットワークの構築等を市町村支援事業（バックアップ事業）として県社協へ委託実施することにより、生活困窮者自立支援事業の質の向上に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市町村が実施する生活困窮者自立支援事業に対するバックアップとして、相談支援員の経験年数に応じた研修や意見交換会等を実施することにより、生活困窮者自立支援の質の向上を図っていくとともに、国に対しては、各自治体が行う生活困窮者に対する継続的な支援について、実情に配慮した支援策の実施や財政措置等を講じるよう令和7年8月に要望した。</li> <li>また、国が実施する自立相談支援員研修では、今年度より新設された実務者向け研修において事例検討を中心とした対話型カリキュラムが予定されており支援員の質向上が期待されることから、市町村に研修への積極的な参加を促し、生活困窮者自立支援事業実施自治体の体制強化を図っていく。</li> </ul>	福祉保健部（孤独・孤立対策課）
(3)	努力義務とされている就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、任意事業とされている子どもの学習・生活支援事業を積極的に実施されたい。また、改正法(2025年4月1日施行)により、生活困窮者向けの両事業で被保護者も支援することが可能となることから、業務の増加により支援の質が低下することのないよう、自立相談支援機関などの適切な人員体制を確保されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業は、対象とする生活困窮者が幅広く定義され、成果である自立も多様（経済的自立、社会生活自立、日常生活自立）であることから、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）と任意事業（就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業）とに分かれ、その実施は自治体の裁量とされている。</li> <li>改正生活困窮者自立支援法の施行により、任意事業のうち就労準備支援事業、居住支援事業及び家計改善支援事業が全国的な実施の推進と質の向上のため努力義務化されるとともに、将来的に生活保護からの脱却が見込まれる特定被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みが創設された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>このたび実施が努力義務となった家計改善支援事業や就労準備支援事業については多くの市町村で実施されているところであるが、地域の生活困窮者の実情に応じた積極的な生活困窮者自立支援事業の実施を各市町村に引き続き働きかけていく。</li> <li>県では、福祉事務所を設置していない大山町及び三朝町における家計改善支援事業や就労準備支援事業についてそれぞれの町社協への委託により実施しているところであるが、事業の実施にあたっては、必要な人員体制を確保しており、福祉事務所設置市町村における体制についても目配りを行っていく。</li> </ul>	福祉保健部（孤独・孤立対策課）
(4)	改正法（2025年4月1日施行）により、住居確保が困難な人への居住に関する相談支援が明確化され	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援法の改正により、従来、自立相談支援機関に配置していた主任相談支援員、相談支援員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>このたび新設された「住まい相談支援員」を鳥取市が自立相談支援</li> </ul>	福祉保健部（孤

	<p>たことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、住まい・入居後の生活支援の相談を強化されたい。</p>	<p>及び就労支援員に加え、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置できることとなった。(住まい相談支援員は、入居前・入居中・退去後まで一貫した住まいの相談支援を行う。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、現在県では、平成 24 年に住宅セーフティネット法に基づき、住宅・福祉団体、市町村で構成する居住支援協議会を設立し、専任の「あんしん賃貸相談員」を配置し、入居時の支援を行うとともに、入居中の見守りを県が指定する居住支援法人に担っていただいているほか、民間家賃債務保証会社が迅速に対応可能な家賃債務保証制度を設けるなど、住宅確保が困難な方への支援体制の構築を行っている。</li> </ul>	<p>機関に配置したところであり、他市町村における配置を働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県居住支援協議会のあんしん賃貸相談員による相談対応など引き続き居住支援に取り組んでいく。</li> </ul>	<p>独・孤立対策課</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在県では、平成 24 年に住宅セーフティネット法に基づき、住宅・福祉団体、市町村で構成する居住支援協議会を設立し、専任の「あんしん賃貸相談員」を配置し、入居時の支援を行うとともに、入居中の見守りを県が指定する居住支援法人に担っていただいているほか、民間家賃債務保証会社が迅速に対応可能な家賃債務保証制度を設けるなど、住宅確保が困難な方への支援体制の構築を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県居住支援協議会のあんしん賃貸相談員による相談対応など引き続き居住支援に取り組んでいく。</li> </ul>	<p>生活環境部（住宅政策課）</p>
<p>(5)</p>	<p>生活保護を必要としている人が確実に受給できるよう生活保護制度の運営体制を強化するとともに、生活保護受給者の生活実態を十分に把握した上で、ホームレスの自立支援などに関する特別措置法や生活困窮者自立支援制度などにそった支援を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の設置する福祉事務所の職員配置については、県が実施する監査において確認し、保護業務に支障があると考えられる場合は、適正な人事配置となるよう市町村へ助言・指導を行っている。また、県の設置する事務所においては、生活保護の実務を担うケースワーカーを国が定める基準よりも多く配置している。</li> <li>・生活保護制度内容と相談先を県ホームページで周知するとともに、福祉事務所の相談窓口におけるリーフレット配架の状況や各福祉事務所が相談者に寄り添った相談対応を行っているか等について県監査において確認し、不足がある場合は助言等を行っている。</li> <li>・福祉事務所への生活保護の相談時及び生活保護廃止後の生活困窮者自立支援制度との連携体制や他法他施策の活用についても同様に監査において確認しており、生活保護受給前及び保護廃止後に直ちに生活に困ることがないように体制強化を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーの標準配置基準は社会福祉法に規定されているものの、ケースが複雑・多様化し、きめ細かい支援が求められることにより、各ケースワーカーの負担が増加していることから、生活保護制度の運営体制強化及び適正運営のため、ケースワーカーの標準配置基準を手厚くなるよう見直すこと及び人員配置に見合った財源を措置するよう国へ要望を行っている。</li> <li>・生活保護法以外の他法他施策についても県内福祉事務所職員研修などの機会でも改めて周知を行い、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法や生活困窮者自立支援制度などにそった支援の実施に繋げていくとともに、生活保護を必要とする方が躊躇なく相談し生活保護を受給できるよう県民への制度周知を引き続き行っていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部（孤独・孤立対策課）</p>

10. 切れ目のない医療を提供する体制の確立				
(1)	<p>「鳥取県計画」の事後評価においては、「地域医療介護総合確保方針」にもとづき、「医療又は介護を受ける立場にある者」をはじめとする関係者の意見聴取・反映を行うとともに、基金事業による地域包括ケアの推進に向けた進捗を住民にわかりやすく開示・周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金について、医療を受ける立場や介護関係施設の委員にも参加いただいている医療審議会において、計画の進捗について事後評価を行うとともに、その結果を県HPで公開している。</li> <li>・基金事業に関しては、鳥取県計画（数値目標等）を策定し、計画に沿って事業実施した後、計画における各数値目標に沿って、アウトプット及びアウトカムの視点で事業評価を行っている。※当該事業評価は、国に提出するとともに、県のHPで公表。</li> <li>・基金の取組状況（鳥取県計画の事業評価）及び地域包括ケアの推進に向けた進捗については、介護保険事業計画策定委員会や介護人材確保対策協議会等、介護関係団体・専門職等で構成する委員会において、報告するなどして、意見を聴取している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金に係る「鳥取県計画」の事後評価については、現在も医療を受ける立場の委員や介護関係施設にも参加いただいている医療審議会において計画の進捗について事後評価を行うとともに、その結果を県HPで公開しており、今後も引き続き行っていく。</li> <li>・また、基金事業の達成状況を具体的数値・指標で示すなど、地域包括ケアの推進の進捗について、より分かりやすい事業評価となるよう工夫したい。</li> </ul>	福祉保健部（医療政策課・長寿社会課）
(2)	<p>高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手手段の確保を含む避難計画を策定し、避難所において最低限のプライバシーが確保された生活ができる体制を整えるための支援を強化されたい。</p>	<p>【要配慮者の避難体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、各市町村では災害の危険がある地域に居住する等優先度の高い者から作成を進めており、県では作成に係る先進事例や個別避難計画を活用した避難訓練の事例等を市町村へ情報提供するとともに、県防災・危機管理交付金により市町村の個別避難計画の作成を支援している。</li> </ul> <p>【避難所で生活できる体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に当たって、県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を策定し、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設、居住スペースや通路への配慮、ニーズに即した食料や物資の提供など、配慮が必要な方への適切な対応を市町村にお願いしている。</li> </ul>	<p>【要配慮者の避難体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き市町村への支援を実施し、個別避難計画の作成推進を図っていく。</li> </ul> <p>【避難所で生活できる体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村では、避難所でのプライベート空間を確保するため、プライバシーテントやパーティションの整備を進めており、引き続き、必要な資機材の整備を行い、避難者が安心して過ごせる環境づくりを図っていく。</li> </ul>	危機管理部（危機管理政策課）
11. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善				
(1)	<p>家族などへの介護が必要となった場合でも、労働者が働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が第9期介護保険事業計画で定める介護サービス提供体制の整備を支援するため、「医療介護提供体制改革推進交付金（介護施設等整備事業分）」により、介護サービス事業所の整備費に対して補助を行っている。</li> <li>・介護職員を対象にした研修機会の提供や、中部、西部総合事務所による指導監査を通じて、適切な介護サービスが提供されるよう取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、介護サービス事業所への整備費支援を実施するとともに、介護職員を対象にした研修や既存事業所への指導監査を通じて、県内の介護サービス体制の質と量の向上に努める。</li> </ul>	福祉保健部（長寿社会課）
(2)	<p>在宅ケアの実施状況、とりわけ訪問介護サービスの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、「多様な人材層に対する介護人材キャリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「多様な人材層に対す</li> </ul>	福祉保健

	<p>状況を注視し、「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」（「地域医療介護総合確保基金」）の積極的展開や、介護職員等処遇改善加算をはじめとする加算取得への事業所支援とともに、基本報酬の引き下げによりサービス提供に影響が見られる場合には、国と連携して適切に対策を講じられたい。</p>	<p>アップ研修支援事業」（「地域医療介護総合確保基金」）等を活用し、介護職員に対するキャリアパスを支援してきた。令和7年度は新たに、キャリアアップに資する研修の受講料支援や代替職員の確保経費支援を実施する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の報酬改定で従来の処遇改善加算が一本化されたことから、新たな介護職員等処遇改善加算の取得を支援するため、令和6年度に引き続き、公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部と連携し研修や相談窓口設置など、新加算の取得を支援している。</li> <li>令和6年度の報酬改定で基本報酬が引き下げられ、苦しい経営状況にある中山間地域の訪問介護事業所に対しては、「中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業」により、運営費への支援を行っている。</li> </ul>	<p>る介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、訪問介護士を含む介護職員のキャリアアップに繋がる研修の機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部と連携した処遇改善の取得支援や、苦しい経営状況にある中山間地域の訪問介護事業所への運営費の支援を図っているところであり、併せて、国に対しては、訪問介護事業所の経営状況を踏まえ、報酬引き上げ等、適切な対応を取るよう働きかけていく。</li> </ul>	<p>部（長寿社会課）</p>
(3)	<p>公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部と連携し、介護人材の処遇改善を実現し、専門性向上および人材の定着をはかるため、すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得を支援するとともに、加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化されたい。また、鳥取県としても取り組み状況を定期的に把握するとともに、取り組みが前進するよう指導を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内介護事業所の多くが処遇改善加算を取得している状況ではあるものの、各事業所の規模や職員の配置状況等に課題もあり、未取得の事業所も一定数存在する。</li> <li>令和6年度に引き続き、介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置及び事業所向け研修会の実施について、公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部に委託した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護労働安定センター鳥取支部と連携し、既に加算取得済みの事業所に対しては、より上位の加算を取得できるよう、取得支援を進める。</li> <li>併せて、加算未取得事業所については、同センター鳥取支部から個別に働きかけを行っていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部（長寿社会課）</p>
(4)	<p>介護サービス利用者やその家族からのハラスメント防止に向けて、マニュアルを作成するなど対策を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけられたことから、事業所への運営指導等を通じて、ハラスメント対策を行うよう働きかけている。</li> <li>令和7年度は、新たに介護事業所向けに啓発用のチラシを作成するほか、ハラスメント防止のために利用者宅を複数名で訪問する訪問系事業所への支援など、カスタマーハラスメント対策を強化する取組を進めているところ。（「看護・介護パシエントハラスメント対策」事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度実施する「看護・介護パシエントハラスメント対策」事業の成果も見極めながら、事業所におけるハラスメント対策が強化されるよう必要な対応を講じていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部（長寿社会課）</p>
(5)	<p>在留資格「介護」「特定技能1号」で働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていないなど、法令違反が認められる場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施するとともに、各指定権者に対し情報共有するなど、類似違反が生じないよう徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護分野で働く外国人介護人材の人数は近年増加傾向にある。</li> <li>技能実習制度については、転職の制限や、不適正な送出しや受入れ機関、不当な労働環境等が問題視され、制度見直しの議論が行われ、「育成就労制度」に改める法律が、令和6年6月14日に可決成立（施行は3年以内）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業者への指導監査については、各指定権者（中・西部総合事務所、市町村）において適切に実施しているところであり、当該法令違反等に対して適切な措置がなされるよう、今後も関係機関との連携に努めていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部（長寿社会課）</p>

## 12. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

<p>(1)</p>	<p>就労継続支援A型事業所の障害福祉サービス等報酬の引き下げによる閉鎖により退職・解雇となった障害者の状況を把握し、再就職のきめ細やかな支援等必要な措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業者が事業を廃止する際、希望する利用者が継続して就労継続支援A型事業所等を利用できるよう利用調整することが事業者には義務付けられている。また、事業者で利用調整できない場合には、都道府県、市町村、その他関係機関が連携して利用調整することとされている。</li> <li>・近年、県内でA型事業所が閉鎖された事例はあるものの、障害福祉サービス等報酬の引き下げによるものではないと承知している。なお、閉鎖されたいずれの事業者でも円滑に利用調整が行われている。</li> <li>・なお、解雇された障がい者の求人開拓、職業紹介等の措置はハローワークにより講じられることとなっている。</li> <li>・一般就労を希望する障がい者に対しては、県雇用・働き政策課が障害者就業・生活支援センターに配置している職場開拓支援員等を通じた支援を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して、運転設備資金に係る利子補給や新商品開発のための補助などA型事業所の経営安定支援策を講ずるとともに、万が一閉鎖した際に利用者が継続して事業所を利用できるよう関係機関と連携していく。</li> <li>・就労継続支援A型事業所の閉鎖により解雇となった利用者が確認された際は、関係機関と連携を密にしながらハローワークにおける再就職支援等に適切に繋げていくとともに、必要に応じて、職場開拓支援員等の支援にも繋げていく。</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課） 福祉保健部（障がい福祉課）</p>
<p>(2)</p>	<p>災害が発生した場合の情報発信において、障がい者や高齢者、外国人などへの災害情報伝達方法など、多様化する情報伝達手段を県下で共有し、災害弱者への対応を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時は、市町村が住民に避難情報等を発信することになるため、外国人を含む様々な方に災害情報が伝わるよう、情報伝達手段の多重化、多様化に努めることについて、市町村に要請している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としては、複数の汎用的な情報発信手段により災害情報を発信していく。</li> <li>・市町村に対しては、障がい者や高齢者、外国人等への災害情報伝達には合理的な配慮が必要なため、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多様化等についての取組や検討を引き続き働きかけていく。</li> </ul>	<p>危機管理部（危機対策・情報課）</p>

## 13. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

<p>(1)</p>	<p>潜在保育士の復職を支援するため、保育士・保育所支援センターの周知を徹底するとともに、保育士資格を有する人が安心して保育現場に復帰できるよう必要な情報を提供するなど支援を強化されたい。また、保育施設が保育士・保育所支援センターを活用するよう周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在保育士の再就職支援を行うため、平成 22 年度から再就職支援の研修事業を鳥取県社会福祉協議会に委託し実施。平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の受け皿拡大が急ピッチで進んだ影響により、保育士の有効求人倍率が高止まりの傾向にあったことから、平成 28 年度に鳥取県保育所・保育士支援センターを創設し、鳥取県社会福祉協議会に設置（県からの委託事業）。</li> <li>・令和 7 年 10 月 1 日以降はセンターが児童福祉法で法定化されることにより、県のセンター設置が義務化され、国、自治体、センターの連携・協力がより一層進むものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、保育人材の確保・育成・定着のため、潜在保育士の復職支援や、保育の魅力発信、エルダー・メンター制度の導入促進による職場環境改善等に取り組んでいる。</li> <li>・保育士・保育所支援センターの周知を徹底するため、センターに配置するキャリアアドバイザーによる保育施設への巡回訪問を実施するなど、認知度を向上させるとともに、保育施設によるセンターの積極的な活用にも繋げていく。また、現在把握している潜在</li> </ul>	<p>子ども家庭部（子育て王国課）</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

			保育士の方のほか、ハローワークや養成施設とも連携して、求職者に対して就職支援情報の提供を行うなど、保育人材確保に継続して取り組んでいく。	
(2)	子の利益の確保を目的とした改正民法(家族法)の趣旨や、国会審議で明らかとなった懸念などを踏まえ、それぞれの現場において適切な対応がなされるよう以下の取り組みを実施されたい。			子ども家庭部(家庭支援課)
	①交付(2024年5月)から2年以内とされた施行までの間に、法の趣旨および国会審議も含めた内容について、共同親権の導入により大きく影響を受ける学校および病院をはじめとした関係機関などに正確に伝わるよう、法務省が作成するQ&A形式の解説資料やパンフレットなどを活用した周知を実施されたい。	・父母の離婚後の子の養育に関する民法改正法が令和6年5月に成立し、2年以内に施行されることとなり、その円滑な施行に必要な環境整備に関し、関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため令和6年10月に関係府省庁等連絡会議が設置され、広報パンフレット、ポスター、Q&A形式の解説資料等の検討が進められている。	・改正民法に基づく共同親権制度については、県内関係者に対して幅広い周知啓発を行うため、施行を待たず、令和6年12月に一般向けの周知セミナーを開催(ひとり親当事者、支援機関職員、市町村行政職員等約60名参加)したほか、令和8年2月(予定)にも市町村等の関係機関及び一般向けの周知セミナーを開催する予定。	
	②共同親権の導入準備として、保育施設退所申請書の保護者署名欄を両親の自署が必要な様式に変更した自治体は、法務省に正しい法解釈を確認するとともに、保護者署名欄を1名に戻すよう指導されたい。また、その他の自治体においては、法を正しく解釈したうえで慎重に対応し、拙速な様式などの変更は行わないよう指導されたい。	・川崎市では、令和4年に一方的な片親の同意なき退園を防止する目的から保育施設退所申請書の保護者署名欄を両親の自署が必要な様式に変更しており、他都府県の一部自治体でも同様の動きがみられるところ。	・県内保育施設において、退所申請書の保護者署名欄を2名としている自治体はない。 ・改正民法に基づく、離婚後の親権の在り方や親権の単独行使が認められる「日常の行為」「急迫の事情」の具体的な考え方については、今後、国から示される解説資料等に基づき、市町村に対して適切に周知していく。	

## <社会インフラの整備・促進>

### 14. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

(1)	鉄道事業者は人手不足、労働力不足を補うべく、省力化・省人化に取り組んでおり、この春に山陰本線(鳥取～倉吉間)におけるICカードシステムの導入を行った。また今春のダイヤ改正においては、まつかぜ・おき号のワンマン化を実施し、持続可能な鉄道運行に向けて取り組みを進めている。これらの取り組みの推進には、従来からデジタル化への転換が重要であり、利用者である県民の一層の理解と協力が欠かせない。現在、WESTERアプリの登録拡大の取り組みや、新しい決済アプリWesmoのリリースを行って	○公共交通のキャッシュレス化は、鳥取県、全19市町村及びJR西日本と締結した「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」(R5.2月)の連携事項となっている。 ○県内の公共交通(鉄道・バス)におけるキャッシュレス化の状況(ICOCA導入状況)は次のとおり。 ・鉄道 JR伯備線(出雲市駅～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅、鳥取駅～倉吉駅間)、JR境線(車載型IC改札機)	・「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」(県、国、市町村、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)、交通関係団体、商工関係団体、観光関係団体が参加)を平成30年に立ち上げ、令和4年からは県民運動として官民連携で利用促進に取り組んでおり、今後も引き続き効果的な利用促進	輝く鳥取創造本部(交通政策課)
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

	<p>り、引き続き公共交通の利用促進とデジタル化による利便性向上をはかるため、公共交通の利用促進に向けた県の事業の継続、利用者への情報発信、事業者間の連携強化について県が主導して推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バス 鳥取市 100 円循環バス「くる梨」、米子市循環バス「だんだんバス」 ※令和 8 年春 県内全路線バス等に導入予定</li> <li>○本年 4 月に「路線バスキャッシュレス化推進協議会」（県、市町村、バス事業者、オブザーバーとして JR 西参加）を立ち上げ、全路線バスについて R8 春運用開始を目指す方針を確認し、近く利用促進策を検討していくこととしている。</li> </ul>	<p>策を検討、取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R8 春の全路線バスの ICOCA 運用開始を機運として、市町村や交通事業者と連携して県民への発信を強め、更なる利用促進を図っていく。</li> </ul>	
(2)	<p>現在、米子市民体育館（旧ドラドラパーク）は、県立体育館との統合により、令和 9 年度に米子アリーナとして新たにオープンする計画となっている。隣接する東山公園駅は、今まで以上に県内各地からのアクセス拠点の役目を担うことになる想定されるが、バリアフリーに対応しておらず誰でも利用しやすい駅の構造とはなっていない。今後、中高校生の利用増や遠方からの来訪者、車椅子の利用も増加する可能性もあることから、駅のバリアフリー化、駅からアリーナへのアクセスルートの改良に向けて、県としても積極的に関わられたい。</p>	<p>【駅バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東山公園駅は、米子市の要望により平成 5 年 3 月 18 日に開業した「請願駅」であり、米子市約 9 割、JR 約 1 割の負担割合によって建設された（以下の課題あり）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ホーム幅が狭く、学生利用が多い駅であり時間帯によっては混雑する状況が発生する。</li> <li>②下りホーム側にのみ入口が設置されており、上りホーム側からのアクセスができない。</li> <li>③ホームが盛土上にあり、長い階段を上り下りしなければならず、バリアフリー化が図られていない。</li> </ul> </li> <li>※なお、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では、旅客施設については、1 日当たり平均利用者数が 3,000 人以上の施設について、原則としてすべてバリアフリー化することを目標に進められており、県内の該当駅（鳥取駅、鳥取大学前駅、倉吉駅、米子駅）は対応済である。</li> <li>米子市の伊木市長は令和 6 年 2 月の市議会本会議で、東山公園駅のバリアフリー化や利便性向上について、どういった再整備が可能なのか JR と協議したいと答弁されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは JR 西日本や米子市の東山公園駅のバリアフリー対応の検討状況を注視し、必要に応じて県としての対応を検討していく。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部（交通政策課）</p>
		<p>【アクセスルート改良】</p> <p>米子市は、東山公園駅側の公園入口からアリーナまでの歩車道の改修を設計中。ただし、東山公園駅から公園入口までの間の改修は現時点で計画はない。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米子アリーナについては、県、米子市、整備事業者グループ及び福祉団体（18 団体）との意見交換会を実施のうえ整備を進めているところ。</li> <li>福祉団体より東山公園駅からアリーナまでのルートへの点字ブロック設置等について意見をいただいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東山公園内の歩道のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいアクセスルートの改良について、東山公園を所管する米子市に整備を働きかけてまいりたい。</li> </ul>	<p>地域社会振興部（スポーツ課）</p>

<p>(3)</p>	<p>鉄道の設備は他の交通事業者と比べ維持管理すべき敷地・設備数が多く、それらの維持管理には多くの労力と費用を要している。また、労働人口の減少は物理的な作業の実施を制限せざるを得ない状況を招いており、地域住民からの伐採等の要望に時間を要していることや、倒木・落石等による大幅な列車遅延が発生するなど利用者である県民の皆様にもご迷惑をかけることとなっている。今後もさらに続いていくことが予想される労働人口の減少も鑑みれば、大掛かりな沿線環境の改善も視野に入れながら安定的な運行が可能な環境を整備する必要がある。鉄道会社の私有地以外からの落石等の影響もあることから、県としても都市間輸送を担う鉄道の安全・安定輸送を目的とした沿線環境の整備について検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本では、倒木の未然防止として、定期的に徒歩巡回を実施し、対処が必要な箇所を選定を行っている（特に雪害の恐れのある冬期に向けて）。</li> <li>・また、落石防護柵やのり面工の設置等、計画的にハード対策を行うとともに、「斜面防災カルテ」を整備し、落石や斜面の不安定な箇所を把握し、管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;県内における倒木、落石の事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○倒木 日時：令和7年6月5日 11時頃 15時45分に運転再開 場所：山陰線 泊駅構内 影響人員：約1,500人</li> <li>○落石 日時：令和6年7月26日 11時22分頃 12時38分に運転再開 場所：伯備線 江尾駅～伯耆溝口駅間 影響人員：約700人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線環境の整備は基本的に鉄道事業者の役割であることから、まずは引き続き鉄道事業者による対応が原則と考えるが、県として可能な対応があれば検討していく。</li> <li>・なお、JRと県、市町村の間で平成25年12月に締結した「災害発生時相互協力に関する協定」に基づき、災害発生時の相互協力として、物資・復旧要員等の緊急輸送や資機材・物資の提供等に協力していく。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部 (交通政策課)</p>
<p>(4)</p>	<p>地方のバス事業では、バス運転士の要員不足により、路線の減便・廃止、さらには廃業する事業者も出てきていることから、国土交通省では乗合バスの運賃について、令和5年5月に上限運賃に係る認可権限を国土交通大臣から地方運輸局長に大幅に委任したことに加え、令和5年7月からは運賃改定の申請に係る書類の大幅な簡素化をはかることにより、運賃改定の促進と申請手続きの迅速化を図っている。また、長時間労働の改善や賃上げなどの処遇改善は重要であるとの認識の下、改善基準告示の周知徹底のほか、運賃算定手法の見直しや運賃改定の迅速化による早期の賃上げ等の促進に取り組んでいる。県内バス事業者も国土交通省の取り組みを踏まえバス運転士の処遇改善等を目的とし、今後運賃改定を考えているが、現在の補助制度では欠損補助のため運賃改定により運賃収入が増加しても赤字が減った分の補助金が減額され、増収部分が処遇改善等に反映できない状況にあることから、現行の補助制度の在り方について検討されたい。また、バス事業を存続させるために人材確保に資する運賃改定は必要ではあるが、運賃改定については利用者の理解も必要であり、運賃値上げをする事業者のみが悪者にならないよう県民に理解を求めような取り組みを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県バス補助金は、国庫補助連動のスキームとなっており、国庫補助単価（山陰ブロック単価）は毎年の賃上げや燃油高騰等の状況が反映されている。さらに、県では独自に、より高い補助単価（従前の東中国ブロック単価）により支援している。</li> <li>・また、国において、運賃改定を行った事業者への支援を強化する観点から、令和6年度の要綱改正により国庫補助の算出方法が見直された（当該運賃改定による収入の増加分を収入から控除）。※地方の協調支援は特別交付税対象</li> <li>・県内では約25年間、路線バスの運賃改定は行われていないが、高速バスの運賃改定は事業者において適宜行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス補助金は国も県も賃上げ等の状況を反映する仕組みとしている。また、国において運賃改定を行った事業者への支援を強化する観点から補助額の算定方法の見直しが行われており、国に協調する国庫補助路線については県も連動して支援強化が図られる仕組みとなっている。また、その他の路線の支援の見直しについても、必要かどうか検討してみたい。</li> <li>・今後、実際に運賃改定がなされる場合には、県内交通事業者と一緒に、県民の皆様に対してその必要性を周知していきたい。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部 (交通政策課)</p>

<くらしの安心・安全の構築>

15. GXと「公正な移行」の具体化に向けた地域における取り組み

<p>環境保護を意識した消費行動（日常での省エネや機器の買い替えといった低炭素行動）を広報によって促すとともに、「環境に配慮した製品・サービスの市場」の形成・拡大を支援されたい。</p>	<p>【環境保護を意識した消費行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では脱炭素社会の実現のため、環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を目指し、事業を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常での省エネ行動等による脱炭素の取組は大変重要であり、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による地域での講習会や、家庭での省エネ行動や家庭用機器買替え等によるCO2削減効果等をまとめた「ゼロカーボンチャレンジブック」を作成し、ホームページ、SNS等を通じて広報しているところ。</li> <li>・今後もイベント等の機会も捉えながら、脱炭素行動へ繋がるよう、広報を進めていく。</li> </ul>	<p>生活環境部（脱炭素社会推進課）</p>
	<p>【環境に配慮した製品・サービスの市場の形成・拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源を原材料として県で製造または加工され、県内外で販売される商品について「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。（令和7年8月時点で602商品）</li> <li>・認定した商品については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に盛り込むことで県及び市町村で可能な限り率先して調達することとしている。</li> <li>・鳥取県認定グリーン商品の普及促進を目的とし、商品の認定を受けた企業により組織された「鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会」の活動の支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き年2回の新規認定製品の募集を行いつつ、認定商品についても製造状況等の状況確認を確認しながら認定企業との関係構築を行う。</li> <li>・鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会とも連携を行いながら引き続き制度及び商品の発信に努めていく。</li> </ul>	<p>商工労働部（産業未来創造課）</p>

16. 持続的な食料システムの実現に向けた取り組み

(1)	<p>食品ロス削減を推進すべく、流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルール（「三分のルール」）の見直しを促すなど、食品ロス削減に向けた県民運動のさらなる推進をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国においては、食品リサイクル法の省令により、食品廃棄物等の発生を抑制するため、納品期限の緩和に努めるよう規定している。</li> <li>・県においては、食品小売業者と連携し、県民（消費者）に対して期限表示の理解や期限間近な商品の優先購買を促す啓発活動を実施するなど食品ロス削減に向けた普及啓発を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、食品小売事業者等と連携しながら、県民（消費者）の食品ロス削減の促進に向けた普及啓発等を行っている。</li> </ul>	<p>生活環境部（循環型社会推進課）</p>
(2)	<p>買い物困難地域における移動販売などによる物理的アクセスの確保やフードバンク・子ども食堂の支援などによる経済的なアクセスを確保されたい。</p>	<p>【買い物困難地域における移動販売など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が策定した買物環境確保計画に基づき実施する移動販売を含めた地域の実情を踏まえた事業に対して、鳥取県買物環境確保推進交付金により、支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市町村等と連携しながら買物環境確保推進交付金や広域移動販売支援事業補助金により、買い物困難地域における物理的アクセスの確保等に資する</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興課）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、各市町村を跨いだ移動販売については、鳥取県広域移動販売支援事業費補助金により、移動販売車の導入や運営の支援を行っている。</li> <li>・令和6年12月に策定した「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン」においても、買物環境の維持・確保の重要性を明記するとともに、これに基づき買い物困難地域における物理的アクセスの確保等に資する対策への支援を予算措置している。</li> </ul>	対策の支援を行っていく。	
		<p><b>【子ども食堂】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、子ども食堂は県内に101箇所あり、小学校区に子ども食堂がある割合は60.68%となり全国2位となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”を通じて、食材や寄付金の分配等、県内の子ども食堂の活動を支援しているほか、市町村に対して施設整備、運営費補助（国庫）の活用を促しており、今後も引き続き支援していく。</li> <li>・また、物価高騰の影響を受けている子ども食堂に対して、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援している。</li> <li>・とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業 当初予算6,816千円</li> <li>・生活困窮者・子ども食堂等食糧等支援体制強化事業 当初予算12,118千円</li> <li>・子ども食堂運営費高騰対策支援事業 当初予算10,100千円、6月補正2,500千円</li> </ul>	子ども家庭部（家庭支援課）
		<p><b>【フードドライブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードドライブ活動を新たに開始又は取組拡大する県内事業者や市町村に対し活動経費を支援するなど、フードドライブ活動の充実を図っている。</li> </ul> <p>※フードドライブ：食品ロス削減の観点から、家庭や事業所等で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや子ども食堂等に提供する活動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、食品ロス削減の観点から、県内事業者や市町村に、フードドライブ活動に対する支援を行っていく。</li> </ul>	生活環境部（循環型社会推進課）
(3)	農業の担い手確保に向けて、新規就農者への実務面を含む支援とともに、強い農業につながる6次産業化や生産性向上の取り組みを支援されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業改良普及所では、普及課題の中で就農5年目までの農業者を重点対象農家として位置付け、早期経営安定に向けた技術支援、経営指導を個別に実施することにより、担い手農家への着実なステップアップを重点支援している。</li> <li>・また、県は担い手農家の経営力強化を伴走支援する体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者への実務面を含む支援については、引き続き農業改良普及所が市町村、農協等と連携をとりながら、栽培面や販売状況など計画に沿って達成できているかを確認し、状況に応じた改善指</li> </ul>	農林水産部（経営支援課）

		<p>制として、農業経営・就農支援センターを設置しており、法人化の実現や経営改善、労務管理の改善等に向けた専門家を含む支援チームの派遣や経営力向上につながる6次産業化等の取組への支援など、経営の発展段階に応じた一貫サポートを実施しているところである。</p>	<p>導、ステップアップに向けた積極的な支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、強い農業に繋がる取組についても、既存事業の活用や農業経営・就農支援センターによる経営発展に向けた対応強化により、生産性や経営力の向上に繋がるよう、引き続き個々の農業者の実情やニーズに合わせた支援を行っていく。</li> </ul>																			
(4)	<p>日本の食料自給率は、2000年代以降、カロリーベースで40%を切る割合で推移している。農業生産量や農業者人口が減少している中で、日本は食料供給の大半を輸入に頼っていることが実態である。世界各地で自国主義が広がりを見せており、自国民の健康と生活を守る観点からも、食料自給率の改善は、我が国の大きな課題となっている。国として食料増産に取り組むためには、第1次産業に対する予算の拡大が必要であり、国家を上げた後押しが重要であることから国に対して予算拡大を求められたい。また、地産地消や国産国産を進め、県民の食に対する関心を深める取り組みを行うなど、鳥取県としても食料自給率向上に繋がる施策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の食料自給率は、昭和40年(1965年)の調査開始以降、長期的に低下傾向にある。</li> <li>高度成長期以降の食生活の変化で、自給可能な米の消費が減少し、自給率の低い畜産物・油脂類の消費が増加したことが要因として考えられており、近年はほぼ横ばいで推移している。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>S40(1965)</th> <th>R5(2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自給率(%)</td> <td>73</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>供給熱量(kcal/人・日) (国産供給熱量)</td> <td>2,459 (1,799)</td> <td>2,203 (841)</td> </tr> <tr> <td>うち米</td> <td>1,090 (1,090)</td> <td>478 (478)</td> </tr> <tr> <td>うち畜産物</td> <td>157 (74)</td> <td>398 (68)</td> </tr> <tr> <td>油脂類</td> <td>159 (52)</td> <td>310 (12)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※供給熱量に占める米の割合 44%(S40)⇒22%(R5)  ※畜産物自給率は6割程度だが、輸入飼料の利用割合が高く、実質自給率は15%程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、令和6年に改正した「食料・農業・農村基本法」において「食料安全保障の確保」を基本理念の一つとし、国内の農業生産の増大を基本に、安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることとした。</li> <li>改正基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」では、農業の構造転換を5ヶ年で集中的に進めること、さらに「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2025」において、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・普及等に必要・十分な予算を別枠で確保することが閣議決定された。</li> </ul>		S40(1965)	R5(2023)	自給率(%)	73	38	供給熱量(kcal/人・日) (国産供給熱量)	2,459 (1,799)	2,203 (841)	うち米	1,090 (1,090)	478 (478)	うち畜産物	157 (74)	398 (68)	油脂類	159 (52)	310 (12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な水田農業に資する新たな水田政策の実施、農業の集中的な構造転換及び農林水産業の競争力強化に向けた対策の推進、日米関税交渉合意の農業への影響緩和対策について、県内6団体(鳥取県知事、鳥取県議会議員、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長)により8月8日に国に対し要望を行ったところである。</li> <li>また、県内においては、令和6年度に改訂した「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」において、新たに令和16年に食料自給率150%(生産額ベース)を目標に掲げており、引き続き「県の食料自給率の向上」を図っていく。</li> <li>さらに、JAグループ等と連携し、「鳥取県版フェアプライスプロジェクト」を昨年度に引き続き展開することで、県民の地元農産物への関心や愛着を高めるとともに、適正価格への意識醸成を図っていく。</li> </ul>	農林水産部(農林水産政策課)
	S40(1965)	R5(2023)																				
自給率(%)	73	38																				
供給熱量(kcal/人・日) (国産供給熱量)	2,459 (1,799)	2,203 (841)																				
うち米	1,090 (1,090)	478 (478)																				
うち畜産物	157 (74)	398 (68)																				
油脂類	159 (52)	310 (12)																				
(5)	<p>昨年、米の需給バランスの変化、猛暑による米の品質低下・収量減少により、「令和の米騒動」と呼ばれる事態が発生した。この影響で主食用米の価格は近年になく高騰した状態となっている。このような事態は今後も発生することが十分予想されることから、ある程度余裕を持った生産量を確保する必要がある。この</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な米の小売価格は、前年の2倍程度の高値で推移していたが、政府備蓄米の放出効果により6月以降は低下傾向となっている。(6月23日からの週は前週比▲129円の3,672円/5kg(税込)で6週続けて値下がりした。)</li> <li>本県における令和7年産の主食用米作付面積は、前年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な水田農業に資する新たな水田政策の実施において、食料安全保障の観点から、国の責任において主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築することと、令和9年度以降の水田政</li> </ul>	農林水産部(生産振興課、販路拡大・輸出促進課)																		

	<p>ことから米の生産量拡大を実現すること、また不足時に対応する余剰生産部分について、輸出を含め流通・販売段階で柔軟に対応できる施策の実現について、国に対して働きかけられたい。また、気象変化に対応する品種や生産方法の確立に向け、関係機関と連携した取り組みを強化されたい。</p>	<p>対比約 400ha 増の 11,976ha を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米増産の機運が高まっていることから、6月補正予算において米の作付増に意欲的な農家に対して機械導入の支援を助成することとしている。</li> <li>・また、高温適応性品種の導入など近年の気象条件に適応した水稻栽培技術の確立を進めるとともに、ドローンなどのスマート農機の導入による生産効率化に意欲のある農業者への支援を助成している。</li> </ul> <p>【令和の米増産緊急支援事業】6月補正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻作付を20%以上拡大する農業者に対し、米の作付拡大に要する省力化・低コスト化に必要な農業機械の導入経費を助成（補助率：県1/3、市町村1/6）</li> </ul> <p>【農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート農業の実践に必要な機械等の導入支援</li> <li>・農業支援サービス事業体育成支援</li> </ul>	<p>策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組めることができる制度とするを、県内6団体（鳥取県知事、鳥取県議会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長）により、8月8日に国に対し要望を行ったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県農業再生協議会で決定された令和7年産米の作付拡大の方針を受けて、年度当初から多様な担い手の育成、規模拡大に必要なスマート農機等の導入支援、温暖化対応した栽培技術の確立や品種転換、大区画化による作業の効率化等の支援を行っている中で、さらに、6月補正予算で作付拡大に意欲的な農業者の省力化、低コスト化に必要な機械導入の支援を強化し、県産米の増産を図っていく。</li> <li>・台湾・香港等を中心に本県自慢の「星空舞」等の販路拡大に向けた現地販売会の開催や県内事業者の輸出活動への補助金支援等を継続的に取り組んでいるところであり、国も「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で2030年までに米の輸出を35万トンと24年実績の8倍近くに引き上げる目標を掲げているため、引き続き海外での認知度向上と販路拡大を進めていく。</li> </ul>	
(6)	<p>肥料や燃料などの高騰により、農畜産物の生産原価も上昇しており、農家の所得は著しく減少している。農畜産物は、他の工業製品や一般食料品と比較して、原材料費高騰等の影響を販売価格に反映させることが難しい性質を持っており、再生産が可能な適正価格で販売できる仕組みを確立することが求められている。関係機関が連携し、社会全体でこの仕組み作りに取り組むためにも、国や県など行政機関が旗振り役と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、令和6年に改正した「食料・農業・農村基本法」において「食料安全保障の確保」を基本理念の一つとし、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立するために合理的な費用が考慮されなければならない、と規定している。</li> <li>・また、令和7年6月には、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国は「食料システム法」に基づく事業者の行動規範やコスト指標の作成等を行っているため、その動向を注視する中で、フェアプライスの一層推進することを県内6団体（鳥取県知事、鳥取県議会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、</li> </ul>	<p>農林水産部（農林水産政策課）</p>

	<p>なることが求められる。鳥取県としても、このような仕組み作りを積極的に取り組まれない。</p>	<p>及び食品等の取引の適正化に関する法律」(食料システム法)に改正し、令和8年4月の施行に向け、合理的な費用を考慮した価格形成等を推進のための具体的なルールや基準の検討が進められている。</p>	<p>鳥取県町村議会議長(会長)により、8月8日に国に対し要望を行ったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、県内においてはJAグループ等と連携し、「鳥取県版フェアプライスプロジェクト」を昨年度に続き展開することで、県民の地元農産物への関心や愛着を高めるとともに、適正価格の意識醸成を図っていく。</li> </ul>	
--	---------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 17. 総合的な防災・減災対策の充実

<p>大規模自然災害発生時において、プッシュ型の防災情報がすべての地域に行き届くよう、デジタル弱者に配慮しつつ、複数の伝達手段を確保するとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知されたい。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等のすべての避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進されたい。</p>	<p><b>【防災情報の伝達】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が整備しているプッシュ型の防災情報提供手段としては、「あんしんトリピーメール」、防災アプリ「あんしんトリピーなび」などのデジタル機器を利用した手段、Lアラートなど報道機関を通じた手段を整備している。</li> </ul> <p><b>【事業活動を休止する目安】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。</li> <li>また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。</li> </ul> <p><b>【個別避難計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、各市町村では災害の危険がある地域に居住する等優先度の高い者から作成を進めており、県では作成に係る先進事例や個別避難計画を活用した避難訓練の事例等を市町村へ情報提供するとともに、県防災・危機管理交付金により市町村の個別避難計画の作成を支援している。</li> </ul> <p><b>【地域防災計画の策定等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議するために設置している「鳥取県防災会議」について、多様な意見を防災対策に反映させるため、女性団体や福祉団体、国際交流団体等、さまざまな関係者を委員として委嘱している。</li> </ul>	<p><b>【防災情報の伝達】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する災害情報伝達手段の多重化等については、市町村に対して検討、配慮を働きかけていく。</li> </ul> <p><b>【事業活動を休止する目安】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が事業活動を休止する基準については、業務内容や立地状況等により異なり、県が一律に基準を作成することは困難であるが、事業者が事業の休止等の判断を適切に行えるよう、引き続き市町村等と連携して必要な情報の発信に努めていく。</li> </ul> <p><b>【個別避難計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市町村への支援を実施し、個別避難計画の作成推進を図っていく。</li> </ul> <p><b>【地域防災計画の策定等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性団体(鳥取市婦人連合会等)や福祉団体(県社会福祉協議会等)、国際交流団体(県国際交流財団)等、多様な関係機関・団体を鳥取県防災会議の委員に委嘱し、引き続き本県の防災対策に多様な意見が反映されるよう努める。</li> </ul>	<p>危機管理部(危機対策・情報課)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

## <民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

### 18. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について

<p>(1)</p>	<p>投票機会の確保および投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子投票機を操作し、画面に表示されている候補者を選択することで投票する「電子投票」は、平成 14 年に施行された電磁的記録式投票法により、条例を定めることで、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において採用することができることとされている。</li> <li>現在、鳥取県及び鳥取県内市町村において、電子投票条例を定めている自治体は存在せず、電子投票は実施されていないところ。</li> <li>なお、県知事及び県議会議員の選挙において電子投票を導入するためには、まず、県内市町村のいずれかにおいて電子投票条例を定めていただき、電子投票が可能な市町村が存在する状況にする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子投票は、投票用紙に候補者名等を選挙人が自書する自書式投票に比べ、票の有効性の判断が不要となるため、疑問票や無効票の減少が見込める点でメリットがある一方で、不在者投票や点字投票では自書式の投票用紙を使う必要があり、投票方法の混在、開票作業の複雑化が発生するほか、電子投票機の導入には高額なコストが生じるなど、メリットとデメリットをよく勘案しながら、県内各市町村とともに検討していくことが必要。なお、電子投票の発展型として、国において在外選挙インターネット投票の検討が進められているほか、国内のインターネット投票の導入についても議論がなされており、これらの動きについても注視してまいりたい。</li> </ul>	<p>地域社会振興部 (市町村課)</p>
<p>(2)</p>	<p>政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントへの対策を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県議会会議規則における招集される会議に出席できない場合の理由に、配偶者の出産、看護が追加（令和 7 年 3 月 31 日改正）され、仕事と生活の両立を支える環境の整備を行っている。 ⇒欠席届の事由：公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由</li> <li>鳥取県議会ではハラスメント対策として、議員と事務局職員それぞれ 2 名を相談員とした内部相談窓口や弁護士等の専門家による外部相談窓口を設置しているほか、議会全体で定期的にハラスメント防止研修会を実施している。（相談件数：なし 研修会：R4 年度、R6 年度、R7 年度各 1 回開催（原則全員参加））</li> <li>鳥取県議会では、県内企業において立候補に伴う休暇制度を設けるよう、商工団体を通じて要請を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き必要な環境整備やハラスメント防止研修を実施し、誰もが安心して活動及び働くことができる議会の環境づくりに努める。</li> </ul>	<p>県議会事務局</p>
<p>(3)</p>	<p>低位な投票率は、民意を正確に反映しておらず、政策に偏りを生むことが危惧されるため、投票率向上に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。任期満了に伴う米子市長選挙（2025 年 4 月 20 日投開票）の投票率は 45.9%で前回の無投票以前、2013 年、17 年も連続で 50%を下回った。2004 年から現在まで県内の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年執行の参議院議員選挙においては、鳥取市、米子市及び倉吉市が、商業施設への期日前投票所の設置に取り組んでいる。</li> <li>また、大学等への期日前投票所の設置については、これまで鳥取市が鳥取大学や公立鳥取環境大学に設置していたが、今回の参議院議員選挙では、倉吉市が初</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県選挙管理委員会では、県及び市町村の教育委員会、学校現場と連携のうえ、今年度から新たな主権者教育の取組として、小学 6 年生、中学 3 年生等によるオンライン模擬投票「ちいわか総選挙」を</li> </ul>	<p>地域社会振興部 (市町村課)</p>

<p>投票所数は4割減少している。人の往来があるスーパーや大学に期日前投票所を設けているが、投票率の低下に歯止めをかけるには至っていない。まずは、県民が政治へ関心をもつこと、投票を通じて政治に参加する重要性について政労使で伝えていく努力を惜しまぬことが、この投票率向上に向けた第一義だと考える。そのうえで、昨年、県は投票環境の推進・向上の取り組みに向けた新規事業として、期日前投票所の増設を含む市町村の投票環境向上を支援する「地域民主主義再興事業補助金」制度を実施した。加えて、投票立会人不足解消による投票所減少防止のため「オンライン立会事業」も導入した。期日前投票所の増設など投票環境の整備は必要だと認識するが、反面、県・市など各級選挙事務従事者は、その環境作りに対して大変な負担増につながっている。選挙事務従事者の負担緩和に努めるとともに、効果検証・効率的観点も含め投票環境の整備を推進されたい。</p>	<p>めて鳥取短期大学に期日前投票所を設置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン投票立会については、南部町が昨年の衆議院議員選挙に引き続き、コネクテッドカーを利用した移動式期日前投票において実施された。</li> <li>・県及び市町村選挙管理委員会では、選挙人への主権者教育の一環として、毎年高等学校を中心に選挙出前講座に取り組んでおり、昨年度は計28校で実施した。</li> </ul>	<p>実施する予定としており、既存の選挙出前講座の主たる対象であった高校生よりも、より若い世代である小・中学生に選挙の意義や投票に行くことの大切さを体験していただくことで、主権者教育の更なる充実に取り組んでいくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票所の増設やオンライン投票立会などの投票環境の向上につながる取組については、仕事や家庭の事情、交通事情等により当日投票所での投票が難しい有権者の投票機会を確保するという大切な役割がある。投票環境の向上には大変な労力を要することとなるが、民主主義の根幹である選挙に参加するという有権者の大切な権利・機会を保障するため、市町村において様々な工夫、効率化を図りつつ、地域の実情に応じた投票環境整備に取り組めるよう、県として引き続き必要な支援を行っていきたい。(現在、地域民主主義再興事業補助金(県単独の補助制度、補助率1/2等)の活用や全国の優良事例の紹介など、市町村への働きかけと支援を推進しているところ。)</li> </ul>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

19. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上

<p>(1)</p>	<p>市立小中学校においては学級数の割に栄養教諭の人数が少なく、子どもたちは栄養教諭の特性を活かした教育を十分に受けることができにくい状況にある。栄養教諭の特性を活かした食育教育充実のために栄養教諭を増員されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2により、学校や共同調理場の規模に応じて定められ、この基準により配置しているところだが、本県の学校給食では、児童生徒数の減少に伴い、各市町村において共同調理場化が進んだため、学校数が多く共同調理場化した自治体では、栄養教諭等が少なくなっている。</li> <li>・本県食育のより一層の推進に向け、今年度実施の教員採用試験では、栄養教諭の募集(採用予定数2名)を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としても食育推進にとって国の基準による職員定数で十分であるとは考えていないため、栄養教諭等を各校1名配置とするよう、配置基準の見直しについて、昨年度に引き続き今年度も8月に国へ要望しており、今後も国に対して働きかけていく。</li> </ul>	<p>教育委員会(体育保健課)</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

<p>(2)</p>	<p>フッ化物洗口を行っている多くの学校ではフッ化物洗口を朝の学習時間(朝読書・ドリルタイム)を無くして実施しており、教育活動が圧迫され子どもたちの学ぶ権利が十分に保障されなくなっている。また、業務削減がなされないままフッ化物洗口が導入されているため教職員の過重労働に拍車がかかり、教育活動に専念できなくなっている。子どもたちの学習権の保障、教職員の負担軽減のため、学校でのフッ化物洗口を見直しされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フッ化物洗口は、むし歯予防法として国のガイドラインで特に4～14歳までの間に実施することが推奨されている。本県は、平成25年制定の鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例(第10,11条)により、フッ化物洗口等のむし歯予防を推進している。近年はその予防効果が大人になっても継続するという検証結果が報告されている。</li> <li>※県内のフッ化物洗口実施状況 公立小 米子・境港・湯梨浜・北栄・伯耆・日野／公立中 湯梨浜・日野／私立中・高 湯梨浜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校では、週1回、薬剤で30秒うがいを行う(準備～片付け5分程度)ことの負担をおかけしているが、生涯にわたる歯の健康への寄与の価値を考えると、家庭環境に左右されない集団フッ化物洗口は、むし歯の健康格差の是正にも必要な施策と見做す。</li> <li>今後は、スクールボランティアの活用等、現場の負担軽減のための工夫の他、効果的な実施方法について実施主体の市町村と連携し行っていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部(健康政策課)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>フッ化物洗口は各市町村や学校の判断により実施されているところだが、県教委としては手引きを作成し、実施する場合の負担軽減のための手順や、実施に当たっては教職員及び保護者の理解を得ること、各関係機関と協力しながら実施できる体制を構築する必要性等を示しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フッ化物洗口については、「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例(平成25年)」に基づいて策定された「鳥取県歯科保健推進計画」の中の学齢期における具体的な取組方針として示されているところである。フッ化物洗口を実施する場合は、実施主体となる各市町村や福祉保健部等の関係機関において学校現場の声を共有し、教職員の負担軽減が図られるよう働きかけていく。</li> </ul>	<p>教育委員会(体育保健課)</p>
<p>(3)</p>	<p>子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、多すぎる教職員の業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるようにするなど、教職員が定年まで働き続けられる職場環境の整備をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の働き方改革には従前から取り組んでおり、令和3年4月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消を目標に各種取組を推進しているところだが、長時間勤務者は一定数存在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新学校業務カイゼンプラン」の重点取組事項である「ICT等の活用による業務の削減、効率化推進」「学校及び教員が担う業務の適正化」「部活動の地域移行の検討」を中心に、各市町村教育委員会、各学校種校長等と緊密に連携を図りながら取組を進めていく。</li> <li>学校における働き方改革についての理解促進を図るため、令和6年3月に「保護者・地域向けチラシ」(令和7年3月更新)を作成し、保護者・地域の方へ働き方改革に係る理解・協力を依頼している。</li> </ul>	<p>教育委員会(教育人材開発課)</p>
<p>(4)</p>	<p>子どもたちの確かな学びを保障するために、教材研究、授業準備を行う空きコマ数を確保できるよう持ち授業時数の上限設定を行い、それに見合った教員配置を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準授業時数を上回る部分の時数について、真に必要な時間かどうか検討し、改善を図る必要がある旨を、市町村教育委員会に通知している。</li> <li>加配等の人的措置は行っているが、生産年齢人口の減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員定数の改善等について、令和7年8月に国へ要望しており、積極的なプロモーション活動等による教員採用の強化を図るな</li> </ul>	<p>教育委員会(教育人材開発課)</p>

		少、教員免許授与件数の低下、国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職率の低下等に起因する全国的な教員不足の状況下に加え、本県でも学校の小規模化が進行し、小規模校支援のための人員配置を余儀なくされており、人員配置に苦慮しているところである。	ど、人員確保に努めていく。 ・また、教員の持ち時間数については、目安となる時間を設定している。特に小学校においては、担任が授業を行わない「空き時間」を創出するため、教科担任制を推進している。	
<b>20. 私立高等学校の振興と教育環境の整備</b>				
(1)	学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、私学助成を継続されたい。	・私立高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一位の補助金額を助成している。	・各私立学校の意見を聞きながら、必要な支援を引き続き行っていく。	総務部 (教育学術課)
(2)	物価高騰を踏まえ、保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置の継続や給付型奨学金の引き上げを検討されたい。	【授業料等の減免措置の継続】 ・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 ・令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化(就学支援金の上限額引き上げ)を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度(総合支援金)を新設し、令和5年度からは、家計急変世帯についても補助対象としている。 ・令和7年度、令和8年度からのいわゆる高校無償化(所得制限の撤廃、上限額の引き上げ)に先立つ先行措置により、就学支援金の収入要件が事実上撤廃された。	・各私立学校の意見を聞きながら、家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。	総務部 (教育学術課)
		【給付型奨学金の引き上げ】 ・高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 【対象者】 ・生活保護受給世帯 ・非課税世帯(市町村民税・県民税所得割) ※多子世帯や専攻科の特例あり ・令和8年度から対象世帯を拡充する予定である。	・国において、社会情勢に応じた制度の見直しが随時行われている。 ・高校生等奨学給付金については、令和7年度には非課税世帯を対象に全日制・定時制に通う高校生等に係る給付額の引き上げが行われ、また、令和8年度からは支給対象世帯が拡充される予定である。 ・今後も国と連携し、制度の充実を図っていく。	教育委員会 (人権教育課)
(3)	校舎内施設の補修に加え、学校寮の増改築等がすすめられるよう、助成を継続・拡充されたい。	・鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例に基づき、私立高等学校の大規模修繕や学校寮の個室化改修等に係る経費に対して補助を行うほか、各学校の借入金に係る利息の支払いに対して補助を行っている。	・県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、各私立学校の意見を聞きながら、必要な助成を行っていく。	総務部 (教育学術課)
(4)	I C Tを活用した教育環境整備について、継続支援されたい。	・国の私立高等学校等I C T教育設備整備推進事業が活用可能である。 ・また、県の私立学校教育振興補助金において、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なI C T機器整	・I C Tを活用した教育環境整備について国の補助事業の活用を促すとともに、県として必要な支援を引き続き行っていく。	総務部 (教育学術課)

		備、情報通信技術活用支援員の配置等のICT教育環境の整備促進を行う私立高等学校に対して補助を行っている。		
(5)	電気・ガス料金の高騰の影響を受ける私立学校に対し、運営に支障が生じないよう、光熱費の高騰分を支援されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度以降、物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校に対して、増大する光熱費等を支援した。</li> <li>令和7年度も、物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するため、継続して運営支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢を考慮しながら、県として必要な支援を行っていく。</li> </ul>	総務部 (教育学術課)

## <男女平等政策>

### 21. あらゆる差別・ハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

(1)	公務部門においても、女性活躍推進法にもとづく特定事業主行動計画を策定するとともに、一般事業主同様、男女間格差の要因分析・是正に取り組まされたい。また、女性の職業選択に資する情報公表の充実のため、総務省と連携し、職場における女性活躍の実態が分かりやすい形で、一覧的・横断的に公表されるよう工夫されたい。	<p>【鳥取県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画については、策定済（計画期間：令和3年度～7年度）。今年度中に、次期計画を策定予定。</li> <li>職員の給与の男女の差異についても、差異の状況、要因についても分析を行っている。</li> <li>職業選択に資する情報として採用における男女比率や管理職に占める女性の比率、休暇の取得状況等特定事業主行動計画に掲げる指標の状況について、毎年度公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県においては、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として、令和3年3月に第2期の「輝く女性活躍推進プログラム」を策定し、女性活躍の取組を推進することとしている。また、職員の給与の男女の差異の分析及び輝く女性活躍推進プログラムの取組状況を毎年度公表している。引き続き男女ともに働きやすい職場づくりを進めていく。</li> </ul>	総務部 (人事企画課)
		<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に県内の全市町村で特定事業主行動計画を策定され、男女間格差の要因分析・是正に取り組まれているが、一部の市町村で計画期間が切れているところがある。</li> <li>厚生労働省が運営するウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」で、職場における女性活躍の実態が分かりやすい形で公表され、就職活動をする者などが企業の女性活躍に関するデータをスマートフォンなどで簡単に検索できるようになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間が切れている市町村についてはなるべく早く改定されるよう働きかけていく。</li> <li>職場における女性の活躍状況の実態を知った上で職業選択してもらうことができるよう、引き続き「女性の活躍推進企業データベース」などの利用を呼びかけていく。</li> </ul>	男女協働 未来創造 本部（未 来創 造課）
(2)	地方自治体の公共調達において、「えるぼし」等認定企業に対する加点評価を積極的に実施されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚労省「えるぼし」認定企業に対しては、各府省等の公共調達における加点評価や日本政策金融公庫の低金利融資などの優遇措置が講じられている。</li> <li>当県の公共調達においては、「えるぼし」認定企業に対する加点評価などの優遇措置は制度化していないが、当県独自の認証制度（男女共同参画推進企業など）で優遇措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の「えるぼし」認定取得企業は全て男女共同参画推進企業であることを踏まえ、当県としてまずは男女共同参画推進企業の認定件数拡大に向けて取り組んでいるところ。</li> <li>その上で、現状、認定取得のイン</li> </ul>	男女協働 未来創造 本部（県 民運 動課）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>当県の「えるぼし」認定企業（令和7年4月末時点12社）はいずれも県男女共同参画推進企業認定済（令和7年6月末時点1,107社）。</li> </ul>	<p>センティブとして女性トイレ整備やキャリア形成・人材育成経費等に対する支援のほか、公共調達に係る優遇措置制度を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、本来この認証制度は、働く方々の仕事と家庭の両立が応援される風土づくりや、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的な企業の取組が広く普及拡大し、支援・優遇の措置制度に依拠することなく、男女共同参画の理念が自律的に浸透していく一つのきっかけとなることを期待している。</li> <li>こうしたことから、現行の支援・優遇措置を継続し、認定取得の間口を保ちながら、男女共同参画社会の実現に向けた社会機運の醸成が図られるよう、引き続き取り組んでいきたい。</li> </ul>	
(3)	<p>労働施策総合推進法の改正を踏まえ、カスタマー・ハラスメントを行ってはならないことについての社会における機運醸成のため、カスタマー・ハラスメント防止条例の制定を検討するとともに、関係機関（消費者教育推進地域協議会・地方消費者行政や県警察など）と連携し、住民に周知されたい。また、一般事業主同様、雇用管理上の措置義務となるカスタマー・ハラスメント対策、求職者へのセクシュアル・ハラスメント対策を講じ、職員に周知されたい。</p>	<p><b>【条例制定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務付けられた（令和8年中に施行予定）。</li> <li>令和6年6月には県カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチームを発足させ、カスハラ実態把握や消費者への啓発活動について共有し、連携して取り組んでいる。</li> <li>また、セミナーを開催し企業にカスハラ対策を促すとともに、出前講座等において消費者に対しても啓発した。</li> <li>労働局と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修会において求職者へのセクハラ対策義務化について周知している。</li> </ul> <p><b>【関係機関との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者には被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利や意見が反映される権利があるが、過剰な要求や暴言などの不適切な行為は決して許されるものではなく、事業者の立場を尊重し、丁寧に要求を伝えることができる自立した消費者の育成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年中に施行予定の改正労働施策総合推進法において、事業主にカスハラ対策を行うことが義務化されるため、県として独自条例の検討は行わず、改正法の周知・啓発に注力する。</li> <li>改正法で義務付けられたカスハラ対策の内容を県内企業に周知するためのセミナーを開催するとともに、カスハラ対策を促すチラシを作成し、普及啓発を行っている。</li> <li>また、求職者へのセクハラ対策義務化については労働局と連携し周知しているところ。</li> <li>今後も引き続き、「県消費者教育推進計画」に基づき、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた効果的な消費者教育に取り組んでいく。</li> <li>その中で消費者講座などの機会を</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p> <p>生活環境部（消費生活センター）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、令和6年3月の「県消費者教育推進計画」の改定にあたって、「カスタマーハラスメント防止の啓発」を新たに盛り込み、消費者の「意見が反映される権利」が過剰な要望や暴言などのいわゆる「カスタマーハラスメント」にならないよう、感情的にならない上手な意見や苦情の伝え方などの情報発信に取り組んでいる。</li> <li>&lt;消費者教育推進計画に基づくカスハラ防止の取組状況&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスハラに加害者とならないよう「消費者が意見を伝える際のポイント」をHPに掲載</li> <li>・県民向けの消費者講座などで啓発チラシを配布</li> <li>・消費生活相談の中で、相談者に対し、正しい意見の伝え方を助言</li> </ul> </li> <li>・会議や研修の機会を通じて、市町村と情報発信や啓発についての意見交換・情報共有を実施</li> </ul>	<p>通じて、事業者に意見を伝える際は、明確かつ丁寧に伝えるなど、カスハラに加害者にならないよう啓発を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスハラ防止に係る啓発を含めた効果的な消費者教育を進めるにあたっては、引き続き、消費者教育推進地域協議会の意見を聞き、施策に反映していくほか、市町村等と連携した取組みを進めていく。</li> </ul>	
		<p><b>【職員周知】</b>  カスタマーハラスメントのうち、不当要求行為（脅迫や乱暴な言動等による不当な利益等の要求）に該当する行為に対しては、以下のとおり対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求行為等対応マニュアルを整備するとともに、不当要求行為等に対して組織的に対処するため、各所属に不当要求行為等対策責任者を置いている。</li> <li>・不当要求行為等に適切に対応できるようにするため、不当要求行為等対策責任者研修やその他一般職員向けの研修を実施するとともに、各所属においても研修を実施している。</li> <li>・不当要求行為等に発展させないための対応等の参考となる情報についてメールマガジンを発行し、職員へ周知・啓発している。</li> </ul> <p>県ではハラスメント防止のための要綱を定めており、職員の責務として、職員はハラスメントをしてはならないと定め、職員を対象に研修を実施する等、意識啓発を図っている。また、相談窓口として内部相談員と外部相談員を配置し、職員に周知し、広く相談対応を行っている。平成30年にはハラスメント防止要綱を改正し、県職員以外の者が県職員からハラスメントを受けた際の相談窓口を新たに設置しており、求職者から相談があれば行為者等への事実確認など必要な対応を行うことにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後示される国の指針の内容を踏まえ、県のハラスメント防止要綱の改正を行う予定としており、改正した際には職員へも周知を行う。</li> <li>・不当要求行為等について引き続き研修等を行い、適切に対応できるよう体制を維持していく。</li> </ul>	<p>総務部  （職員支援課）  地域社会振興部  （県民課）</p>
<p>(4)</p>	<p>男女共同参画計画の実施状況の評価・点検を行い、浮き彫りになった課題を踏まえるとともに、政府が2025年12月に閣議決定を予定している第6次男女共</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画については4年目となる令和6年度末時点で数値目標を設定した31項目のうち18項目が達成済、9項目が順調に推移しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当県の男女共同参画推進計画（鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画）</li> </ul>	<p>男女協働未来創造本部（未</p>

	<p>同参画基本計画の検討内容を勘案し、行動計画改定に向け検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の第6次男女共同参画基本計画については、令和6年末に総理大臣から諮問を受けた男女共同参画会議が令和7年夏以降に素案をとりまとめ公聴会やパブコメ実施等を経て答申され、12月に閣議決定を予定されている。</li> <li>【男女共同参画会議における論点整理】R6.12.13 <ul style="list-style-type: none"> <li>*意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応</li> <li>*全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり</li> <li>*女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり</li> <li>*個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現</li> <li>*社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討</li> </ul> </li> <li>・要望文に示される「行動計画」は、男女共同参画計画（鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画）を指すものと考えられるが、計画期間の始期は令和8年4月を予定する一方、県議会での議決を求めることから、国計画に先行して策定作業を進めることとなり、国計画の要素をどの程度反映できるか現時点で不透明。</li> </ul>	<p>については、毎年度の評価・点検を踏まえて数値目標等の達成状況など進捗を整理しながら各種施策の取組に反映することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、令和8年4月を始期とする次期計画の策定作業に着手しているところであり、一方で、計画の根幹となる県民意向について地域などを訪ねて草の根的な対話を通じ、性別に関するアンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識などに伴う因習・慣例等の課題を把握するよう努めているところ。</li> <li>・今後、国における次期計画に係る議論の方向性等を注視するとともに、課題の改善・解消を目指した取組を含め、県民一人一人の生き方や考え方、価値観に寛容で尊重されるような、若者や女性にも選ばれる社会としていく運動展開が図られるよう、次期計画に落とし込んでいきたい。</li> </ul>	<p>来創造課)</p>
<p>(5)</p>	<p>人格を否定する暴言や長時間による謝罪の要求など明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（以下 カスハラ）が後を絶たないことは、これまでも指摘してきた。県内では、昨年6月「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」を発足させ、カスハラの実態調査をはじめ、消費者教育等の啓発活動も行い、カスハラに対する県民の意識は高まっていると思われる。しかし、県が3年ごとに実施している職場環境等実態調査によれば、従業員はカスハラを「被害は受けていないがあったと思う」までを含めると約3割が認識し、事業主の2倍以上の数値でカスハラ被害を感じていると示された。また、事業主もカスハラ対策を実施する上で「具体的・効果的な取組方法がわからない」という課題も浮き彫りになった。県下のカスハラ問題はひっ迫しており抑止・撲滅につながる実効性のある対策をさらに講じることが急務である。本年6月労働施策総合推進法の改正案（カスハラ対策法）が成立した。これにより事業主に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務付けられた（令和8年中に施行予定）。</li> <li>・令和6年6月には県カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチームを発足させ、カスハラ実態調査把握や消費者への啓発活動について共有し、連携して取り組んでいる。</li> <li>・また、セミナーを開催し企業にカスハラ対策を促すとともに、出前講座等において消費者に対しても啓発した。</li> <li>・県が令和6年度に県内事業所・正規従業員を対象に実施した職場環境等実態調査では、職場でカスハラが「あった、あったと思う」とする割合は、事業主で13.8%、男性従業員で28.7%、女性従業員で28.1%であり、事業主と従業員で約15ポイントの乖離があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年中に施行予定の改正労働施策総合推進法において、事業主にカスハラ対策を行うことが義務化されるため、県として独自条例の検討は行わず、改正法の周知・啓発に注力する。</li> <li>・改正法で義務付けられたカスハラ対策の内容を県内企業に周知するためのセミナーを開催するとともに、企業にカスハラ対策を促すチラシを作成し、普及啓発を行っている。</li> </ul>	<p>商工政策課（雇用・働き方政策課）</p>

<p>「顧客等の言動により労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を義務付ける」ことになった。ハラスメントに詳しい有識者は「カスハラを放置すれば従業員の離職や顧客離れにつながる」との指摘もされている。本年4月1日から独自のカスハラ防止条例を施行する自治体（※1）もあり、また、他にも制定に向けて検討している県も複数ある。当県においても、県の実態調査の結果とプロジェクトチームのヒアリングなどを踏まえ、有効な対策の研究を求めるとともに条例化に向けた取り組みを進められたい。※1 東京都・北海道・群馬県は施行、愛知県・三重県も制定を予定</p>			
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

<p><b>22. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し</b></p>				
<p>(1)</p>	<p>女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、職場環境整備のための支援を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を発揮し、活躍の場を拡大する観点から、女性の参画が少ない分野への就業促進が求められており、業種によっては就業者の高齢化、若年入職者の減少などが進み、女性や若者など担い手の確保・育成が重要な課題となっている。</li> <li>・当県においては、県内企業における女性活躍のための人材育成、女性が働きやすく働き続けやすい環境整備について補助制度を設けるなど、支援策を講じている。</li> <li>・また、県内小・中・高校等におけるキャリア教育の一環で、女性が少ない分野で活躍する就労女性を講師として派遣（令和6年度：9校）するなど、職業選択の可能性を拡げるほか、女性ロールモデルの発信（令和6年度：弁護士、建築設計、長距離運転手など5名）にも注力している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当県においては、女性の参画が少ない分野への就業促進に当たって、女性人材の育成や就業継続・定着促進に積極的な県内企業に対して、環境整備等に要する経費を一部支援するなど、職業生活における女性活躍の推進を図っている。</li> <li>・また、県内小・中・高校等におけるキャリア教育の一環として、女性が少ない分野で活躍する就労女性を講師派遣するなど、子どもたちに向けて将来の職業選択の可能性を拡げているほか、女性ロールモデルの発信にも注力しており、継続して取り組んでいきたい。</li> </ul>	<p>男女協働未来創造本部（県民運動課）</p>
<p>(2)</p>	<p>人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会の実現に向けて「国連女性差別撤廃条約『選択議定書』の批准を求める意見書」を鳥取県議会で採択されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効したが、我が国は批准していない。</li> <li>・選択議定書に規定される個人通報制度について、我が国の司法制度や立法制度との関係に論点があるとされている。</li> <li>・第5次男女共同参画基本計画においては、「諸課題の整理を含め、早期締結に向けて真剣な検討を進める」とされている。</li> <li>・鳥取県議会においては、令和5年6月定例会など数次にわたり同趣旨の陳情が提出されているが、いずれも「不採択」となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約選択議定書については、我が国の司法制度や立法制度との関係に論点があるとされ、第5次男女共同参画基本計画においても「諸課題の整理を含め、早期締結に向けて真剣な検討を進める」とされている。</li> <li>・要望の趣旨は鳥取県議会において取り扱われるものであり、当県としてはその動向を注視していきたい。</li> </ul>	<p>男女協働未来創造本部（未来創造課）</p>